

マイナンバーカードってどうやって作るの？

通知カードに同封されている個人番号カード申請書を利用して申請します。
(申請書がない場合は市民課で交付できますので、窓口までお越しください。)

- ① 郵便で** 申請書に顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵送
- ② パソコンで** 交付申請用のウェブサイトからオンラインで申請
- ③ スマートフォンで** 交付申請用のウェブサイトから送信
- ④ 証明用写真機で** 顔写真を撮影して申請
(写真機は対応していないものがあります)

～申請してから受け取るまで～
①市民課から交付の案内を送付します。
②市民課窓口に来庁し、マイナンバーカードの交付を受けます。
※受け取りは、原則として本人に限られます。振興事務所では交付していません
※申請から受け取りまで約1カ月半かかります

マイナポータルが本格運用をスタート

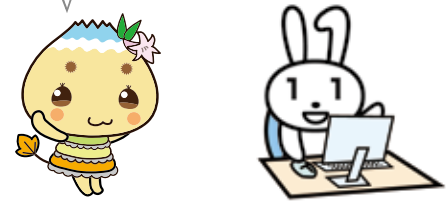
マイナポータルは政府が運営する全国規模でのオンラインサービスで、11月13日から本格的な運用を開始しました。パソコンやスマートフォンを使って、子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政機関が保有する本人の情報を確認できたりします。

パソコンで利用するには、マイナンバーカードとパソコン、マイナンバーカードを読み取り認証するためのICカードリーダーが必要で、スマートフォンで利用するには、お使いの機種がマイナンバーカード対応かどうか確認ください。

市民課窓口付近にも、マイナポータルにアクセスできる端末を設置しています。

マイナポータルは、便利な機能がいろいろあるよ。

子育ての手続きが便利になってうれしいナ！



さらに詳しく知るには

国が開設するコールセンター
(☎0120-95-0178)
に問い合わせいただくか、「マイナンバー」で検索し公式サイトをご覧ください。

子育てワンストップサービスでより便利に

子育てワンストップサービスでは、子育てに関して確認したいサービスが簡単に検索できたり、窓口に出向かなくてもオンラインで申請ができたりします。例えば、児童手当の手続きに必要な書類を確認でき、マイナンバーカードを使ってオンライン申請することができます。

マイナポータルでできること

- やりとり履歴
行政機関同士が、あなたの個人情報を受け渡した履歴を確認できます。
- あなたの情報
行政機関が保有する自分に関する情報を確認できます。
- ぴったりサービス
お住まいの自治体の行政サービスの検索や、オンライン申請ができます。まずは子育てワンストップサービスからスタートしました。

対象となる方はご注意ください～お知らせ～

保管期間が経過したマイナンバー通知カードの取り扱い

平成27年10月から市民の皆さんへ郵送したマイナンバー通知カードで、返戻などにより配達されなかった通知は市民課で保管しています。これらの通知は再送付やお知らせハガキの送付を行うなど、受け取りいただくよう取り組んでいましたが、総務省が定める要領による保管期間の経過に伴い、平成29年12月28日をもって廃棄させていただきます。

※廃棄後のマイナンバー通知カードの再交付は、手数料500円が必要となります

☐問い合わせ 市民課☎26-2111(内線146)

電子証明書を使い確定申告を行う方へ

インターネットで確定申告を行うe-Taxなどを利用するには、署名用電子証明書(電子証明書)が必要です。電子証明書はマイナンバーカードに搭載されているので、発行を希望する方はマイナンバーカードの交付申請を行ってください。住民基本台帳カードの電子証明書は、マイナンバー制度の開始により更新することができません。確定申告の時期に有効期間満了を迎える方で、e-Taxなどの利用を予定している場合は、早めにマイナンバーカードの交付申請を行ってください。

～もっと便利に暮らしやすく～

マイナンバー制度の本格運用が開始



平成27年10月以降、国民一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月から利用が始まったマイナンバー制度。今年11月からはパソコンなどを利用したオンラインサービスの本格運用が始まりました。「マイナンバーって何?」から「マイナンバーカードを使って何ができるのか」を取り上げます。

☐問い合わせ 企画課☎26-2111(内線347)



マイナンバー制度3つの目的

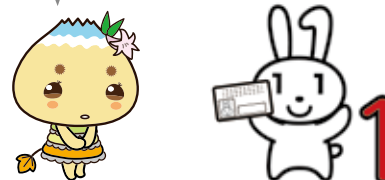
- ① 公平・公正な社会の実現**
給付金などの不正受給を防止します。
- ② 国民の利便性の向上**
面倒な行政手続きを簡単にします。
- ③ 行政の効率化**
手続きの無駄を省き、正確に行います。

マイナンバーって何?

マイナンバーとは、日本に住む票がある全ての方が持つ12桁の番号です。生涯同じ番号を使っているため、番号が漏えいして不正に用いられる恐れがある場合を除いて、自由に変更することはできません。税や社会保障などの行政手続きで、マイナンバーの提示や書類などにマイナンバーを記載するなど利用が開始されています。

ねえ、エーナ。マイナンバーって知ってる?

聞いたことはあるけど、詳しく知らないんだナ...



マイナンバーカードってどんなカード?

皆さんの手元には、12桁のマイナンバーが記載されたマイナンバー通知カードが届いています。希望する方は申請により、無料でマイナンバーカード(個人番号カード)を作ることができます。マイナンバーカードは、ICチップ機能を搭載した身分証明書としても利用できる顔写真付きのカードで、身分証明書としての利用の他、活用が広がっています。マイナンバーカードの申請方法は、通知カードのはがき部分を利用した申請、パソコンやスマートフォンなどを利用した方法があります。申請方法などについて不明な点は市民課まで、気軽に問い合わせください。

恵那市のマイナンバーカードの交付率は今年の10月末で5.89%。県内で4番目に低くてたのんだナ。

まだまだ普及してないんだね...



ここがちがう! 通知カードとマイナンバーカード(個人番号カード)



身分証明書として利用できません

マイナンバーの確認は可能ですが、身分証明書として使用することはできません。



身分証明書として利用できます

マイナンバーの確認と身元確認がこれ1枚で可能です。